

第 41 回東小川土地区画整理審議会

焼津市都市住宅部区画整理課

日 時：平成 18 年 6 月 22 日（木）
午後 1：30～午後 3：15
場 所：焼津市議会庁舎 3 階 302 号室

報告事項：①会議録及び会議資料の公開について
②平成 18 年度定期人事異動による職員紹介
③平成 18 年度当初予算の概要について

議 事：第 1 号議案 評価員の選任について（諮問議案）
第 2 号議案 第 23 回仮換地指定について（諮問議案）
第 3 号議案 審議会の会議の公開又は非公開の決定について
第 4 号議案 第 41 回東小川土地区画整理審議会の会議資料の
公開又は非公開の決定について

出席委員：大畑悦朗 曾根福二 高松敏明 増田義郎 増田隆一
山田輝夫 吉永勝 五条光男 高橋嘉一

欠席委員：鈴木賢

市出席者：村松区画整理課長 増田補償担当主幹 堂森工事担当係長
増田事業管理担当係長 原田換地清算担当係長 榊原主査
望月主査 山本主査 増田主事 栗野事務員 岩田事務員

○**五条会長** それでは皆さん、今日は梅雨の時期でございまして、足元の悪いところを審議委員の皆さん、お集まりいただきましてありがとうございます。行政当局も全員そろったということで、只今から、第 41 回目になります東小川土地区画整理審議会を開催致します。

次第に関しましては、お手元の資料どおりでございまして、報告事項 3 件、議案事項 4 件でございまして。

本日の審議会の欠席委員は、鈴木賢委員 1 名でございまして、9 名をもって開会致します。

まず、会議に入る前に、本日の議事録の署名人をお願い致します。高松敏明委員、それから高橋嘉一副会長に本日の議事録署名人をお願い致します。よろしくをお願い致します。

本来は、区画整理課のほうから、5 月末か、あるいは 6 月上旬に開催したいという申し入れがございましたが、いろいろ農家もちょうど農繁期、田植えの時期でございまして、やっぱり開催が、ご都合の悪いところもあってできないということで、この間、6 月の議会。明日が最終日でございまして、議会等が入って、事務局もこれに対応するというので、できないということで、本日まで遅延したわけでございます。その辺よろしくご理解願いたいと思います。

東小川の区画整理も、本当に着々と進んで、この整備区間を表す表示が、まだまだいろんな問題があるようでございますが、仮換地指定とか、あるいは進行状況も、大体計画どおり進んでいるようでございますので、なお一層審議会の皆さんには、いろんなご意見を頂戴いただきまして、東小川の区画整理が順調に速やかに進んでいきますように、一層のご理解とご協力をお願いするということでございます。よろしくをお願い致します。

以上で挨拶と致します。よろしくお願ひします。

○**村松課長** 皆さんこんにちは。大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

今五条会長のほうから話がありましたように、東小川のほう、順調にという形で、今お話がありました、昨年、事業計画の変更という形で、一昨年説明をして変更をしております。事業期間が 7 年延びて 25 年という形になっております。その事業計画に基づいて、本年度もほぼ予算づけはそのとおり、計画どおり今ついている状態であります。しかしこれからは、来年度あたりからは、工事の進捗に伴いまして、一般保留地ですね。

そういうものもだんだん売却をしていかなければ、やっぱり事業費のほうも予算のほうにもついていかないということで、本年度、そういう移転を進める中でそういう用地ですね。保留地についても一部売れるような形にしていきたいと。そういう形で今進んでおります。また、平成 17 年度からは、まちづくり交付金という新たな補助金ですね。そういうものを取り入れまして、国庫補助事業費として取り組んでおります。

そういう中で、本年度の、後から説明がありますように、まちづくり交付金自体の予算は昨年より増えている状況であります。そういう新たな事業費を活用して、できるだけ市の財政においても負担のかからないように、また事業を早く進めるようにという形で事務局のほうも取り組んでおります。昨年度末で、事業費の決算ベースで 51.8%という、まあ 52%という進捗率であります。本年度予算でいくと 59.4 と。まあ 6 割という状況であります。できるだけ、そういう予算につきましても、財政状況の許す限り、国のほうの補助金等の追加がありましたらいただいで、事業のほうを進捗してまいりたいと思います。

それでは、今日の審議事項、たくさんありますが、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○**五条会長** それでは早速、次第によりまして、3 番の報告事項。①の会議録及び会議資料の公開について。

お手元の資料 2 ページをご参照願います。それでは事務局、説明をお願い致します。

○**増田係長** 報告事項の、①会議録及び会議資料の公開について、ご報告させていただきます。資料の 2 ページをお願い致します。

これは、審議会等の設置及び運営に関する指針です。これが平成 18 年 4 月 1 日、今年の 4 月 1 日、焼津市において、この指針が定められました。1 番の趣旨ですが、「本市における審議会等の適切な設置及び効率的な運営を図るとともに、市政への市民参画を促進し開かれた市政を推進するため、審議会等の設置及び運営に関する指針を定めるものとする」。只今報告します会議録の公開に関するところが、この指針において定められています。それが 3 ページの下の方に書かれています。6 の「会議の運営」というところでは、

「6 会議の運営」。「会議の公正性と透明性を確保し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって開かれた行政を推進するため、審議会等の公開や市民への的確な情報提供に努めるものとする」。(1) は会議の公開。会議自体の公開ですが、これにつま

しては、後ほど議事の第3号議案のほうで別途審議をお願い致しますので、只今の説明は省略させていただきます。(2)のところに会議録の公開について定められています。

「(2) 会議録の公開」。「ア 会議録は、会議終了後速やかに作成し、会議資料とともに公開するものとする。ただし、当該会議録が条例第10条の各号に規定にする非公開情報を含む場合は、会議録の全部又は一部を公開しないものとする」。このように、会議録は公開するものとするということで、4月1日施行のこの指針で定められました。よって、今回の東小川の土地区画整理審議会より、この区画整理の審議会の議事録は公開するものとさせていただきますので、ご報告させていただきます。

そして、どのような方法で公開していくかというのが6ページのほうに書かれています。6ページは、「審議会等の会議の公開に関する要領」なのですが、この6ページの真ん中のあたりの7番のところに、会議録の公開の方法について定められています。特に、この7番の「会議録の公開」の(2)のところですね。「会議録及び会議資料の公開は、公文書公開コーナーにおける閲覧及び市のホームページへの掲載により行うものとする」。市の公文書公開コーナー。本庁の入り口の階段を上がってきて2階の入り口に入って右手にあります公文書公開コーナーのほうに議事録を置いて閲覧に供することになります。及び市のホームページのほうに掲載していくことになります。今回の審議会の議事録より、このような方法で公開させていただきます。

それで、先ほどからただし書きがありました。「条例第10条各号に該当すると認められる事項については公開しないこととする」というのが、3ページのほうにも、6ページの7番の(1)のところにも出てきております。この条例第10条各号というのが、7ページのほうに抜粋で載せてあります。実は、この7ページの4行目のところに「焼津市公文書公開条例の全部を改正する」と書いてあります。2行目に書いてある日付、平成18年3月23日付で「公文書公開条例」が全部改正されて、1行目のところに名前が書いてありますが、「焼津市情報公開条例」というものに改正されて、今は「焼津市情報公開条例」というものになっています。それで、もとの「焼津市公文書公開条例」の第10条に定められていたことが、現在の「焼津市情報公開条例」の第7条にそっくりそのまま移っております。それを7ページのほうに載せてあります。

それで、この第7条の各号に定められている、7条の(1)(2)(3)以下、列挙されていることに関しては「公開しないこととする」と定められております。特に第7条の(2)ですが、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)

であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」となって、個人に関する情報について、この7条の（2）に書いてありますが、審議会の主な議題で審議していただいております仮換地指定については、本日も仮換地指定調書、図面、資料としてお配りしてありますが、個人の氏名、あと個人の財産に関することが記載されていて、それに関して審議していただくこととなりますので、それらの個人情報に関する部分などは公開しないこととする情報となりますので、会議録は基本的に公開なんですけど、それらの個人情報に関する部分など、この第7条に列挙してある部分に該当する箇所は削除するなど、黒く塗りつぶすなどして会議録を整えて公開していくこととなります。このような方法で、今回の審議会以降、会議録を公表していくこととなりますので、ご報告させていただきます。

報告事項①の説明は以上です。

○五条会長 はい、ありがとうございます。

以上で、報告事項①の「会議録及び会議資料の公開について」の事務局の説明を終わりました。質問、ご意見ございましたら承りたいと思います。

なければ、よろしゅうございますか。議事ではありませんので採決は致しません。

それでは、①を終わりました。報告事項②の「平成 18 年度定期人事異動に関する職員紹介」。資料の9ページをご覧くださいと思います。

○村松課長 それでは、平成 18 年度の区画整理課の職員の組織表が9ページにあります。今年4月1日の人事異動で、4人が新たに区画整理課のほうに所属をされています。3人が出て4人が入ったということで、職員としては1名増員という形になりました。非常に事業費も多くなっていますし、かねてから要望していたんですが、1名増という形になりました。それでは、この資料に基づきまして説明致します。

換地清算担当、前川です。本日は県のほうへちょっと行っておりました。欠席をしています。区画整理事務所のほうから区画整理課のほうへ来ております。

次は、工事担当の主査の榊原です。水道局のほうから課のほうへ配属されています。

○榊原主査 榊原です。よろしくお願ひします。

○村松課長 補償担当の主査の望月です。福祉のほうから来ております。

○望月主査 望月です。よろしく申し上げます。

○村松課長 同じく補償担当の増田です。徴収課のほうから来ています。

○増田主事 増田です。よろしく申し上げます。

○村松課長 以上、21名で本年度の仕事を執行してまいりますので、よろしく願致します。

○五条会長 以上、平成18年度定期人事異動による報告でございます。1名増員ということで、21名体制で事業の運営を行なっていくということでございます。

質問、ご意見、何かございませんか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

続きまして、報告事項③の「平成18年度当初予算の概要について」。お手元の資料10ページをお願い致します。それでは事務局、お願いします。

○増田係長 報告事項③平成18年度当初予算の概要について説明させていただきます。

資料10ページをお願い致します。平成18年度東小川土地区画整理事業費予算概要です。

左のほうに事業資金の区分が書いてあります。その左から3列目、Aと書いてあるところが平成18年度当初予算の千円単位の額です。右隣のBという列が平成17年度当初予算の額です。その右のC、「当初予算比較A-B」は、18年度の当初予算と17年度の当初予算の額の比較です。その右隣に平成18年度当初予算説明として、平成18年度当初予算における事業概要を記載してあります。その右側に「補助率等」として事業費における国庫補助の割合を記載してあります。

それでは、上のほうから説明させていただきます。まず上の3行が国庫補助による土地区画整理事業費です。国庫補助は3つの種類の事業費があります。通常事業費、臨時交付金事業費、まちづくり交付金事業費の3つの事業費です。

一番上の通常事業費。平成17年度当初予算額は2,000万円です。平成18年度当初予算のほうも2,000万円です。平成17年度当初予算額2,000万円と同額でした。事業概要は移転補償ほかです。通常事業費の補助率は10分の5.0です。

その下の臨時交付金事業費。18年度当初予算額1億1,500万円。平成17年度当初予算額の8,000万円と比べまして3,500万円の増です。事業概要は、小川縦小路線ほか道路築造工事、建物等調査積算委託料、移転補償費ほかです。国庫補助率は10分の5.5です。

まちづくり交付金事業費。平成 18 年度当初予算 1 億 7,620 万円、平成 17 年度当初予算 1 億 1,040 万円。比較致しまして 6,580 万円の増です。事業概要は、区画道路築造工事、移転補償ほかです。国庫補助率は 10 分の 4.0 です。

下にいきまして、地方特定事業費です。地方特定事業費は、起債を起こして借り入れを行なって実施する事業費です。18 年度当初予算額は 1 億 300 万円。17 年度当初の 2,800 万円と比較して 7,500 万円の増です。事業概要は、区画道路築造工事、整地工事、移転補償費ほかです。

市単独土地区画整理事業費。市単独費は、平成 18 年度当初予算 1,992 万 1,000 円。平成 17 年度当初の 1,335 万 5,000 円と比較して 656 万 6,000 円の増です。事業概要は、工事としましては、付帯工事、維持修繕工事、安全施設工事、原材料費。委託料としては、換地諸費、建物積算。補償費としては 101 条補償、ガス管移設、水道管仮設。使賃料としては、土地借上、建物借上ほかです。合計致しまして、平成 18 年度の当初予算額は 4 億 3,412 万 1,000 円。17 年度当初予算額の 2 億 5,175 万 5,000 円と比較して 1 億 8,236 万 6,000 円の増です。

これによりまして進捗する事業内容は、この右に書いてあります、幹線道路築造 250 メートル、区画道路築造 330 メートル、移転補償は 16 件です。

この下に、平成 17 年度から繰り越している事業について記載してあります。上から説明させていただきますと、国庫補助土地区画整理事業費のうち、臨時交付金事業費とまちづくり交付金事業費。臨時交付金事業費は、翌年度繰越額 2,540 万円。内容は移転補償です。まちづくり交付金事業費の翌年度繰越額は 445 万円。内容は移転補償です。その下にいきまして、地方特定事業費。翌年度繰越額 350 万円。内容は移転補償費です。これらの移転補償も含めまして、一番下の行に書いてあります「現年＋繰越計」でもって、予算額 4 億 6,747 万 1,000 円。事業内容は幹線道路築造 250 メートル、区画道路築造 330 メートル、移転補償 18 件です。

これが予算の概要です。

次の 11 ページに、18 年度施工予定の箇所が色塗りされております。黒と青を除いた、それ以外の色が 18 年度に行なう施工箇所です。黒は平成 16 年度以前の施工済み箇所です。青く塗ってあるところが平成 17 年に施工済みとなった箇所です。赤く塗ってあるところが通常費ですが、赤については、今年度、移転補償が事業内容ですので、施工箇所としては塗ってあるところはございません。黄色く塗ってあるところが臨時交付金に

よる施工箇所です。ピンクで塗ってあるところがまちづくり交付金による施工予定箇所です。緑色に塗ってあるのが地方特定事業費による施工箇所です。

以上、18年度の予算概要について説明させていただきました。お願い致します。

○五条会長 ありがとうございます。

報告事項③の、平成18年度当初予算の概要についての説明を終わります。質問、ご意見ございましたら、お願いします。

とにかく事業の進捗状況で、全体事業費1億8,000万ぐらい増えるということだからね。予算がそれだけつけば、事業量も拡大して進んでいくわけだと思います。区画整理事業としては良いことだと思います。全体的に見ますと、まちづくり交付金がプラスされたぐらいの額なんだよな。

○村松課長 そうです。数字的には大体そのぐらいの、1億8,000万。ほぼそのぐらいの額が増えていると。

○五条会長 だけど、市の裏負担が増えるわけだな。いわゆる60%でしょう。

○村松課長 ええ。4割が国費ですので、60%。そのうち75%が起債というか、借り入れの対象になると。

○五条会長 借り入れって借金じゃん。

○村松課長 ええ、そうです。3年ぐらい据え置いて、分割で払っていくと。だんだん借り入れが、どんどん終わっていくのがあればいいですけどね。今年でもう切れていくというものが。毎年あると思うんです、切れていくものというのはあると思うんですが、それが減っていけばいいんですが、起債もあまりね。それとやはり、公債費率とか、そういういろいろな面もありますので。

○増田義郎委員 ちょっとお伺いしたいのですが、この2ページの下の方、17年度の繰越事業費としてトータル4億6,700万。当初予算よりも繰越事業費のほうが多いようですが、繰越事業費は使ってないかしん。

○増田係長 この一番下の4億6,747万1,000円は、18年度の当初予算と17年から繰り越した分を足した数字なものですから、上の当初予算の合計の4億3,412万1,000円に、その下の繰り越しの3つの事業費を足した数字が一番下のところに書いてあります。

○増田義郎委員 今年使えるものが4億6,700万と。

○増田係長 そうですね。4億6,747万1,000円です。ただ、下の3行については、もう移転補償の契約済みで、移転補償を行なっている途中なんですけれども、ただ去年の3

月末までに完了しなかったというものです。

○五条会長 いいですか。

○増田義郎委員 じゃ、大体お金は足りるですか。今までより多く使えるの？はい、わかりました。

○五条会長 いいですか。まあ、潤沢に使えると。お金がたんとうあるから。補償費もたんとう出す余地があるじゃないかなという。

○高松委員 繰越金のね、繰り越しの件数というか、当初予算で 16 件で、その下が 18 件ということは、この 2 件の分が繰越ということですね。それで、今説明の中で、これは既にもう話が進んでいるということで、2 件とも、解決済みっておかしいけえが。補償の関係は。

○増田係長 17 年度中に契約は済んでいるものです。3 行にわたっているのに 2 件しか増えていないのは、3 つの金種を足し込んで 2 件に移転をお願いしているものですから。

○高松委員 ということは、これはもうゼロというか、みんな使ったってということだね。

○増田係長 そうですね。下のほうの人たちは。実質支払いは決まっていると。

○五条会長 いいですか。他に何か質問、ご意見ございますか。

それでは、以上で報告事項③の平成 18 年度当初予算の概要についての説明を終わります。報告事項 3 件、終了致しました。

それでは、引き続いて 4 番の議事に入ります。第 1 号議案 評価員の選任について（諮問議案）。お手元の資料 12 ページをお開き願います。事務局、説明を求めます。

○増田係長 それでは、お手元の資料の 12 ページ、第 1 号議案です。

評価員の選任について。

志太広域都市計画事業東小川土地区画整理事業における評価員に下記の者を選任したいので、土地区画整理法第 65 条第 1 項の規定により貴審議会の同意を求めます。

記。望月八千代。焼津市西小川五丁目 6 - 2。静岡地方法務局焼津出張所長。平成 18 年 6 月 22 日。志太広域都市計画事業東小川土地区画整理事業。施行者、焼津市。代表者、焼津市長 戸本隆雄。

この議案についてご説明させていただきます。東小川土地区画整理事業の評価員でありました、静岡地方法務局焼津出張所長であった水野和夫評価員さんですが、人事異動によりまして、この焼津出張所から転出なさいました。それで、今年の 4 月に新たに焼津出張所長になられた望月八千代さんをお評価員に選任したく、議案を上げましたので、

これについて同意していただきたく、審議をお願い致します。よろしく申し上げます。

○五条会長 以上で、1号議案 評価員の選任についての説明を終わります。

俗に言っている、焼津の登記所の所長が人事異動で代わったということでございまして、新しく所長になられた方を評価員に選任したいということでございます。人事案件でございますが、議決事項なので、この件をお諮りしたいと思っております。

質問、ご意見、ございませんか。

それでは採決に入りたいと思っております。同意する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○五条会長 それでは、1号議案は全員で可決致しました。

続きまして、第2号議案 第23回仮換地指定について。諮問議案になりますけれども、説明を求めます。

○原田係長

< 条例第10条各号に該当の為削除 >

以上が、今回の指定及び裏指定、また保留地の設定のご審議をお願いする分です。よろしくご審議のほど、お願い致します。

○五条会長 以上で、第23回仮換地指定についての説明を終わります。質問、ご意見を承りたいと思っております。

< 条例第10条各号に該当の為削除 >

○五条会長 わかりました。他に何か、質問、ご意見ございますか。なければ、質問、ご意見を打ち切りまして採決に入りたいと思っております。

第2号議案 第23回仮換地指定について、賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○五条会長 ありがとうございます。第2号議案は可決致しました。

続きまして、第3号議案 審議会の会議の公開又は非公開の決定について。お手元の資料15ページを参照願います。説明を求めます。

○増田係長 それでは、資料の15ページをお願い致します。第3号議案です。

審議会の公開又は非公開の決定について。審議会の会議の公開に関する要領3の規定により、下記のとおり、東小川土地区画整理審議会の会議の公開又は非公開について決定するため、貴審議会の議決を求めます。

記。1、公開または非公開の決定。東小川土地区画整理審議会の会議は非公開とする。
2、非公開とする理由。焼津市情報公開条例（平成18年3月23日条例第2号）第7条第2号に規定する非公開情報を審議することから非公開とする。平成18年6月22日。志太広域都市計画事業東小川土地区画整理事業。施行者、焼津市。代表者、焼津市長 戸本隆雄。

本日、報告事項の①のほうで、会議の会議録の公開については報告させていただきましたけれども、今度は会議自体の公開または非公開についてです。資料の2ページのほうをもう一度ごらんください。

2ページは、報告事項①のほうでもご説明させていただきました、審議会等の設置及び運営に関する指針です。これに基づいて今回の審議会から会議録を公開させていただくということで報告しましたけれども、この指針において、会議そのものの公開についても定められております。それで、3ページの下のほう。会議録の公開と同じく、6番、会議の運営についてですが、この（1）として、会議の公開について定められています。

（1）会議の公開。「会議は、原則として公開する」と定められております。会議は原則として公開するんですが、ただし書きがその後が続いております。「ただし、当該会議が焼津市公文書公開条例第10条各号に規定する非公開条項を含む内容について審議を行なう場合は、会議の全部又は一部を公開しないものとする」と書いて、ただし書きがつけられております。よって、「会議は原則公開なんだけれども、ただし書きの事項の場合は一部または全部を非公開とする」と定められております。

そして、この公開または非公開をどのように決定していくかが資料5ページのほうに載っております。

資料の5ページは、審議会等の会議の公開に関する要領です。この3番に、どのように決定していくかが記載されております。3、公開または非公開の決定。「（1）会議の公開または非公開の決定は、2の会議の公開基準に基づき、当該審議会等が決定するものとする」と書いてあります。これに基づきまして、東小川土地区画整理審議会の会議の公開又は非公開は、当該審議会であります、この東小川土地区画整理審議会の中で決定していただくことになっておりますので、本日この議案を上げさせていただいております。

ます。それで、(2)のほうですが、「審議会等は、会議の全部又は一部を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない」となっております。本日の議案のほうでは、「会議は非公開とする」という案で上げさせていただいております。

非公開の理由についても、15ページの議案のほうに戻りますけれども、議案の記の1のほうで「非公開とする」という議案を上げさせていただきまして、2に非公開とする理由を記載してあります。その理由が、「焼津市情報公開条例第7条2号に規定する非公開情報を審議することから非公開とする」。それで、この情報公開条例第7条第2号の規定を、資料の7ページのほうに抜粋で掲載してあります。会議録の公開のところでも触れさせていただきましたけれども、この情報公開条例の第7条に関する事項につきましては、会議録の中においても、削除または黒塗りで公開することになっております。会議そのものにおきましても、会議そのものは原則公開なんだけれども、この第7条に関することを審議する場合は「一部または全部を非公開とする」と定められております。会議録の中でも説明させていただきましたけれども、特にはこの第7条の(2)として書いてある、個人に関する情報に関する審議ですけれども、仮換地指定に関する審議は個人に関する情報を審議する事項であります。この審議会の主たる権限は、仮換地指定についての審議であります。この主たる権限が個人情報に関する審議であり、非公開としなければならない審議なものですから、この審議会は、これを理由に非公開としたいということで議案を上げさせてもらっております。

参考までに申し上げますと、静岡県内の市が行なっている土地区画整理事業の審議会では会議を公開しているところは、私が調べた限りでは浜松市がありました。その他のところは非公開ということで行なっております。浜松市の場合も、もちろんこのような、仮換地指定に関することとか、そういった非公開の事項のところについては公開できません。やはりそういうようなところでも。そういう場合は、部分公開として、傍聴していただけない場面については傍聴の方に外に出てもらって、また公開できる場面になりましたら戻っていただくという方法をとっているものと思います。焼津市の場合も、そういう方法をとることは不可能ではないんですが、主な権限がやはり仮換地指定についての審議であれば、一番主なところを傍聴していただけないことになってしまいますので、それでは会議を公開する意義が薄れるということで、この会議自体は非公開ということで議案を上げさせていただいております。

以上、第3号議案について説明させていただきましたので、審議のほうをよろしくお

願いたします。

○**五条会長** 以上で、第3号議案 審議会の会議の公開又は非公開の決定についての提案説明を終わります。質問、ご意見を承りたいと思います。

審議会を公開しない。非公開ということで提案しているわけでございます。まあ、いろいろ情報公開というのは何か、個人情報保護法とかいろんなものがあって難しいと思いますが。昔の組合区画整理なんか喜んだかもしれんけどな。公開すりゃ。どうですか、非公開。まあ審議会の議事を公開する必要もないと思うだけどね。他に何かご意見ございますか。「公開したほうがいいよ」と。「それでも公開しろ」というような反対意見はございませんか。よろしゅうございますか。それでは、質問、ご意見の時間を打ち切りまして、採決に入りたいと思います。

審議会の会議の公開又は非公開の決定について、原案どおり可決するというところで賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○**五条会長** どうもありがとうございました。

それでは続きまして、第4号議案 第41回東小川土地区画整理審議会の会議資料の公開又は非公開の決定について。16ページを参照します。説明をお願い致します。

○**増田係長** 第4号議案は、資料16ページをお願い致します。

第4号議案 第41回東小川土地区画整理審議会の会議資料の公開又は非公開の決定について。

審議会等の設置及び運営に関する指針6(2)イの規定により、下記のとおり第41回東小川土地区画整理審議会の会議資料の公開又は非公開について決定するため、審議会の議決を求めます。

記。1、公開とする会議資料。第41回東小川土地区画整理審議会の会議資料は公開とする。ただし、会議資料12ページ第1号議案における評価員の選任対象である者の氏名、住所、肩書きの部分については、焼津市情報公開条例(平成18年3月23日条例第2号)第7条第2号に規定する非公開情報に該当するため非公開とする。

2、非公開とする会議資料。別冊仮換地指定調書(第23回)及び別冊仮換地指定図面(第23回)については、焼津市情報公開条例(平成18年3月23日条例第2号)第7条第2号に規定する非公開情報に該当するため非公開とする。

平成18年6月22日。志太広域都市計画事業東小川土地区画整理事業。施行者、焼津

市。代表者、焼津市長 戸本隆雄。

本日、第4号議案を審議していただくのは、この16ページの4行目にあります、審議会等設置及び運営に関する指針6(2)イの規定によるものです。これは、また資料の2ページのほうに戻りまして、審議会等の設置及び運営に関する指針が載っております。何度も申し上げましたが、今年の4月1日より焼津市が施行しているものです。この指針の3ページの一番下の行のところに、会議資料の公開、非公開について定めてあります。6の(2)のイとしまして、「会議資料の公開・非公開については、当該会議において決定するものとする」となっております。この東小川の審議会におきまして、本日の会議資料の公開・非公開の決定をお願いするものであります。会議資料は原則公開なんですけれども、この16ページの議案に書いてありますように、1番ですけれども、本日の会議資料は公開とするんですが、12ページに評価員の選任についての議案があります。評価員は、本日この審議会で選任されることに同意していただきましたので、これをもとに、今後市長決裁を取りまして正式に評価員に就任していただくこととなります。そうしますと非常勤の公務員ということになりますので、その立場であれば、この方の個人名は非公開情報ではなくて公開する情報になるんですけれども、現時点ではまだそこまで手続きが済んでいないものですから、公開できない個人情報となりますので、こちらの12ページの氏名、住所、肩書きは非公開情報となりますので、この部分のみについて非公開としたいという議案です。

それで、16ページの2番のほうですけれども、非公開とする会議資料で、別冊仮換地指定調書(第23回)及び別冊仮換地指定図面(第23回)につきましては個人に関する情報ということになります。資料7ページのほうに公開できない情報が載っております。7ページは焼津市情報公開条例の第7条の抜粋です。この第7条に列挙してある情報は公開しない情報なので、第7条の(2)に書いてあります個人に関する情報は公開しない情報でありますので、仮換地指定調書、別冊仮換地指定図面については公開しないこととして議案に上げさせていただいております。

このように、今回から、会議資料につきましては、毎回このように公開または非公開について審議していただかなければならなくなりました。まだ我々、今後検討しようと考えていることですが、仮換地指定調書、仮換地指定図面は、今後においてもずっと非公開となるものなものですから、そこら辺は別途、例えば会議資料の公開に関する要領などを今後定めまして、認めていただければ毎回審議していただく必要がなくなるもの

ですから、なるべくそのような方向で考えたいとは思っておりますが、現時点では毎回審議していただかなければならないので、よろしく審議をお願い致します。

以上でございます。

○**五条会長** それでは、第4号議案の、第41回東小川土地区画整理審議会の会議資料の公開又は非公開の決定についての説明を終わります。質問、ご意見を承りたいと思いません。

現状、毎回ということをおっしゃっていますが。だけど、今日のでいえば、会議資料の公開に当てはまる項目っていうのは何があるだよ。何もないじゃん。

○**増田係長** この、「第41回東小川土地区画整理審議会」と表紙にあります、表紙から1ページが次第になっています。それで、16ページの議案まで行っておりますが、この資料で、12ページで塗りつぶす箇所がある以外のものが公開ということになって、あと内容については会議録のほうで公開していきますので、会議録と、この資料をもって公開ということになります。別冊資料は全く非公開というふうになります。

○**大畑委員** これも情報の問題だけど、そもそも望月八千代さんって、局長さんでしょう。女性でしょう。それも言えませんか。

○**増田係長** 細かい話をしますと、個人が類推できるような情報というようなものも非公開情報というふうになっていきまして。

○**大畑委員** それともう1つは、今の場合、ここにそろっている方は、東小川のこの地区の問題でしょうけれども、例えば八楠とか、他の地域でもこういうことを、みんな同じように肩を並べたものを事務局はつくっていかなければならないから。ばらつきがあっちゃいけませんからね。だからその点が非常に面倒だと思いますが、他のところはどんなふうですか。

○**増田係長** 昨日の午後、会下ノ島石津の土地区画整理審議会を開催しました。それで、今日の午前に大覚寺八楠の土地区画整理審議会を開催しまして、会議録の公開の報告と、会議の公開又は非公開、それと会議資料の公開又は非公開について審議していただきました。会議録の公開については報告なものですから、それについては報告させていただきました。会議の公開・非公開につきましては、この審議会で原案どおり可決していただいたと同じく、非公開ということで決定しております。他の2地区とも。会議資料につきましても、評価員さんの個人情報については削除。それと、大覚寺八楠については仮換地指定の資料がなかったものですから特に削除はなかったんですが、会下ノ島石津

土地区画整理審議会につきましては、別冊の仮換地指定調書と仮換地指定図面は削除ということで、全く同じように議案を上げさせていただきまして、可決してもらっております。というのがこれまでの経緯です。

○五条会長 これは話が横道にそれちゃうけど、参考に聞くだけどね、組合施行の区画整理事務所でやってる南部区画整理とか、そういったのも全部適用されるわけだね。されないんですか。情報公開というのは。

○増田係長 この資料の2ページにあります審議会等の設置及び運営に関する指針は…

○五条会長 ああ、審議会でなけりゃいいのか。

○増田係長 焼津市が定めた指針なものですから、焼津市の市施行の区画整理事業は、当然これに定められたことに従って進めていくんですが、組合施行までこの指針は及ばないものですから、そこら辺は独自の判断になっていくと思います。

○村松課長 組合については、審議会というんじゃなくて、ある程度理事会とか……

○五条会長 ああ、理事会とか総代会？

○村松課長 議会のような形で、結局そこで代議員で決定しちゃうような。決定権があるような組織。議会と同じように、予算についても。審議会と組合の総代会というか、議決機関。審議じゃなくて議決機関というようになっていくところと、組織的にはちょっと違うんですよね。これは、ここに一番初めに書いてあるように、審議会等の設置ということで、地方自治法に基づいた138条の第3項に基づいた付随機関という形で審議をしている機関等、であります。ですから、他の市がつくっている審議会等も、こういう形で、いろんな審議会において、公開していくとか公開しないとかを諮っていくという形になります。

○五条会長 けどね、同じ区画整理事業でね、他のは知らんけどね。南部の広大な区画整理でね、市の財政負担も、既にもう累計で25億だ幾らって、税金をつぎ込んでるんだよな。助成金という目的で。本来、組合区画整理事業は、市の助成金というのはないわけだよな。公共管理者負担金とかね、2メートル以上の水路とか4メートル道路とか、そういう市の負担というのはあるんだけど。保留地処分で賄いきれなくなって赤字になっちゃうもんで、市が助成金という。また第3工区もあんなに赤字を出してね。あれが悪かっただよな。もう既に25億か何かつぎ込んでるだよな。最終的には35億か40億になっちゃうんだろうな。そういうのがあれだよな。そのまま、市でやってる、公共施

行でやる審議会とは違うだということやってるっていうことは、区画整理事業って、どんなもんかなっていうふうに思うね。まあ、そう言ってもしょうがねえけどね。そうだよな、嘉一さん。南部の。事業でやってる。

○高橋副会長 南部も組合施行なものでな、本当は。市でもってやってるじゃないだもんで。

○五条会長 市でやってるじゃねえだ。

○高橋副会長 それだで、向こうは結局あれだものな。こっちは審議会で審議するだよな。

○五条会長 話が横道にそれで申しわけありません。

他に何か、質問、ご意見はございますか。採決に入ってよろしゅうございますか。それでは採決に入ります。

第4号議案 第41回東小川土地区画整理審議会の会議資料の公開又は非公開の決定について。原案どおり可決するという方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○五条会長 よろしゅうございますか。第4号議案は原案どおり可決されました。ありがとうございました。

その他、何かございますか。連絡事項、報告事項。

○高橋副会長 その他に1つ聞きたいと思うだけどさ。他に区画整理というか、こういうようなものもあるだけどね。下川原地区なんか、地区として、まだ公会堂もないわけだ。公会堂のお金を各家庭から町内費という形で徴収してる。その中に、公会堂の基金ってというような形で積み立てを行なってるだけえがね。この区画整理で、境界線がどこかわからないし、それから人によっちゃ、「おらの地所だけえが、そのとこへ家を建てて、もともと他の地区から来たもんで、町内会も違う。そういうようなことで、「あれはおかしい」というような意見もあっただけどね、そうすると、ある程度線引きというような形もね、区画整理でもらったら。この区画整理じゃ、元いたところの衆も違うところへ行くと町内費が安くなる。それから、他のとこに行っただと。それで公会堂でも建つというとね、金がなくなりゃ、一律に「おまえっっちゃ納めねえで」って言って徴収する場合もあるだと思っただよね。そういうような意見もあるだけえが。線引きっていうか、そういうようなのは、今の時点でもってできるものならしてもらったほうがいいじゃねえかと。町内費を納めるにね。どんなもんですかね。

○村松課長 やっぱり地元の、確かに総代がこうして移転で動いちゃうとこ、まだ仮換地

指定も 100%全部行ってはいないんですが、いろんな組とか総代の境が、13 と 11 が今関係してくると思うんですが、当然地域の中で境をどこにするかというのを決めていただくしかないものですからね。仮換地が今まだ決まっていない。今まで 11 だけど、今度は 13 のほうへ土地が入るといふ方も、完全にもう今の 13 のほうへ飛んでいく方も中にはいると思いますので、その辺はちょっと、地域のほうで相談。市のほうでは決められませんので。

○高橋副会長 まとめられないって言うけんさ、最終的にはまとめにやできないだよな。その線を引かにやできないだよな。

○村松課長 どこかでね。

○高橋副会長 現時点に、13 にいた衆は納めるというか、そういうふうにするとか、何かねえかなと。

○村松課長 だから、準備委員会というか、建設資金の集める規則みたいな決めがあると思うんですよ。例えばどこかへこうして……

○山田委員 総代ごとは無理だよな。自治会で組になるだ。

○村松課長 結局自治会でね。自治会がどういふようになるか。ここの場合は 13 と 11？

○高橋副会長 そうするしかねえだよな。

○五条会長 僕も自治会は長くやっててね、そういう問題に直面して、いろいろあったもんで、あれだよな。その前に、特に志太 2 市 2 町の合併の話が出てるもんだでね、合併をやらすということで、自治会連合会としては、つくって、あれだよな。今、焼津の自治会が、自治会としちゃ少ないほうといつても 23 だからね。大きいところは 11 自治会で、3,500 あってな、12 自治会は 600 ねえわけだよな。それだで、こんなことすることはねえで、12 と 13 とで 400 ぐらいになると。11 を 2 つにすりゃね、そのくらいにしてね、総代費もね、小川の上なんていうのは 800 戸あるだよな。それで、総代は組長の家を知らねえ、顔知らねえなんていうのが出てきて、総代の価値がないというだよ。「それは 3 つに分ける」って言ってね。分ける場合は、大きい道路とか川で分けなけりゃ、昔みたいに、下水の境でもって、田んぼのあぜでもって、「こりゃおらのほう、下川原だ」「こりゃしゅくだ」なんてね。もうそういう時代じゃないだから。ね。やれば可能じゃないかということで、あれしたんですよ。そうしないと、いつまで経ったって片づかないということでね。10 総代も 600 ぐらいあるだよな。あれを 2 つに分けると。県住とかサッポロビールのあの辺で分けただよ。こういう話も聞かなければ、ちっとも言ってこ

ないだよな。そういうようなことでね、いろいろ問題もあるし、町内費の高い安いも出てくるもんだでね。ちっとはしたらって言っただけえがね。そういう委員会をつくってやらないと解決できないよというように、しちゃいるだけどね。これはもう避けて通れない問題でね。ただ、隣の庭を分けるっていうほど難しいものはないだよな。「あの意地悪いのと一緒にするのは嫌だ」っていうようなね。だから、隣組のほうが難しいですよ。総代とか自治会はまだ分けやすいと思うけど、やろうと思えばできる。隣組っていうのは本当に難しいですな。

○高橋副会長 何しろ、昔の地名のところへ家を建てた。それで、「おらの田んぼはこっちだ」と。「違うほうだけえが、おらのとこだと」。だけえが地名はやっぱり向こう方のほうの地名だ。それだけえが、田んぼを持つてるのは向こう方のほうの地名だっていうことで、自分の家は違うほうにいと。そこのところの区域が、やっぱり家を建ててみるとな、おらの地所へ家を建てただけえが、総代費用は向こうのほうが安い。何とか役所でもって線を引くようなことはできないか。

○五条会長 役所じゃできねえだよ。自治会でやらなけりゃできないだよな。焼津市自治会連合会としてやればね。それでないとできないだよ。だから僕も言っただけんね。11自治会で、150号線から東側。あの辺が60軒ばかあるだよ。あれを12自治会へ入れたくて、150号線を越えて、危なくてしょんねえだ。危険だと。60軒だけでやっちまえて。「そんなことを言うな」って。「あれはおらんとこの隠居家だ」なんていうようなな。そういうようなのができただよな。だけど、そんなこと言ったって通らないからね。そういうことですっきりしちゃうということだ。やっぱりその仲介の労をとって旗を振るのは自治会連合会だと。それは行政じゃできねえだよ。大体、自治会、町内会、総代会だっていうのは任意の団体だもの。そういう事務的な処理とかバックアップは行政がやってくれるけどね。

○高橋副会長 ある程度旗を振るのは、行政でもって「こういうようになるよ」っていうような目安みたいなものを指導してもらっていいか。それで自治会でやれという形にしたい。

○五条会長 また、あれだよな。

○山田委員 下川原の公会堂はね、面積がどのぐらいっていう説明会はないの？それによっちゃ、お金もね、公共の施設だもんで、もしほかに建てたいと思うと、お金がみんな困るだよな。その点、どのぐらいの敷地になるとか、そういう説明会はないですか。

- 村松課長 前に下川原の方から話があったんですけど、途中で切れちゃったですよ。説明会を公会堂の関係でやってほしいという話は1回あったんですが、話が途中で。
- 五条会長 下河原の公会堂はね、土地は下河原の土地なのかね。そうでしょう。面積はわかってるわけだよな。
- 山田委員 ああ、面積はわかってる。
- 五条会長 わかってるだよな。建物だって、東校の武道館だっけか。どこだっけ。
- 高松委員 小川小学校の職員室だね。
- 五条会長 それもわかってるだよな、建坪も。仮換地指定はまだしてないだよな。できねえだ。
- 原田係長 今、8街区の両脇からこう、隣の家から指定して行って、公会堂の位置は、あそこから基本的には動かさないものですから、周りにどれぐらい保留地が生まれるのかどうか。そういう形で、公会堂のまた、今の役員さんだけでも何か決められないみたいなもので、そこでまた、どういう形で欲しいかとか、あと、当初案は役員さんが持っています。それじゃ、どういうふうに形を変えられるのかというのがやっぱり、戸建ての家決めてあげないと、公会堂に戸建ての家が影響されちゃっても困るもんですからね。角のところで、大きな保留地と、あと一部農地が絡むようにしてあるものですから、そこで協議してもらいます。間もなく、戸建ての家がだんだん、ほぼ8街区、決まるものですから、もう1回お声かけして、今年度中にも相談が始まると思います。
- 五条会長 昔のことを掘り返してもな、しょうがねえだよな。今から、将来どうするかということで、ねえ。それがなかなかいかねえだ。まあ、いいものつくって。
- 他に何かありますか。こういう機会はなかなか。
- 高松委員 審議が終わったところで、ちょっとお伺いしたいんですが、雑草のことですけれども。この間きれいにやってもらってありがとうございました。草刈り機で刈ってもらっただけで、私が思うに、除草剤というか、環境の問題とか予算の問題とかあるかもしれないけど、割合と除草剤、家の周りへかけてみて、結構きれいになっちゃうもんで、ああいう方法はどうか。そういう考えはあるかどうかということだけだね。
- 増田主幹 今、区画整理区域内の3カ所を管理——管理というのは、あくまでも換地の空いた部分。市で管理をしているところのみを、今草刈りと除草と、両方とりあえずは行なっております。4月とか5月になりますと、草が大分、丈が伸びちゃってるものですから、小さいときに除草剤を撒けばいいんですけれども、丈が高くなったところで、

風の強いところでやったりすると、周りの家に影響が出たりということがありますので、とりあえず5月の今の時期は、部分的には、影響のないところは除草剤もかけていますけれど、主には草刈りのほうでやらせてもらっています。場所によっては、地元の方で協力してくれる人があったりすると、除草剤を渡しているというようなこともございます。ですので、両方やってはおります。

○高松委員 家の周りもね、ちょっと道端とか、去年、お祭り前に近所の人が出て刈っただけだね。あまりうまくねえかっていうことで。今年は私、4月ごろかけたら、結構枯れちゃって、きれいに。こんなに大きなものまで枯れちゃってるだから。「ラウンドアップ」っていうのを使っただけで、根っこまで枯れちゃうんですよね。それで、聞くによると、何か南部のほうじゃ、去年試験的にやって、今年は全部除草剤にただかかっていうことも聞いたっけだけど、今の話で、環境とかそういうあれがあると。

○増田主幹 まあ、両方やってると。ただ、時期的に、どうしても4月に入って人事異動から何からがあって、4月中にできるというものでなくて、5月になって、それも多少小雨でもやるときもあれば、もう日にちを確定しちゃうものですから、なかなか除草剤でばっかでは、なかなかいきませんので、両方で行なっていると。

○五条会長 他に何かございませんか。なければ終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

また、審議委員の皆さん、何か気がついた点がございましたら、ぜひ区画整理課のほうで、進言なり、解決方法のアドバイスなどいただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして第41回東小川土地区画整理審議会を終了致します。どうも長時間ありがとうございました。